## (記入例2)退職等により、残りの税額を一括徴収し、納入する場合

市県民税の納税が困難 国される場合について や退職金より一括徴収	以降については、一括徴収が義 〒 933-8601 高岡市広小路7-50 ださい。 特別徴収義務者 0000123456 心答で	晶の内容について できる担当者の情 己入してください。
マイナンバー、または フリガナと生年月日で 個人を判別しているた め必ず記入してくださ い。	令和5年11月1日	等、該当する事由 号を記入してくだ
課税されている高岡市の住所を記入してくだっさい。	マイナンバー   2   3   4   5   6   7   8   9   0   1   2   6   月から   11   月から   1   月から   日から   1   月から   日から   1   月から   1   日から   1   月から   1   月から   1   月から   1   日から   1   日か	
	1. 特別像収線の場合       6	
	2. 一括徴収の場合  1	

※この様式は高岡市ホームページからダウンロードできます。